

「封書」で届く架空請求は詐欺です！

ハガキによる架空請求は、2007年度の154件をピークに減少し、携帯電話やスマートフォンの普及により、有料動画サイトの未納料金などを、SMS（メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス）を用いて請求する手口が主流になりました。しかし、2016年頃から40～70歳代の女性をターゲットに架空請求ハガキが再び増加し、2017年度60件、2018年度67件の相談がありました。ハガキで届く手口が多いなか、5月にハガキではなく封書による新手の架空請求がありましたので注意が必要です。

【事例 50歳代・女性・広域地区】

自分宛に5/8茶封筒が届いた。開封したところ「民事訴訟最終通達書」とあり訴訟管理番号が書かれ、契約中債権譲渡があった企業、団体から債務不履行による訴状が提出されたという内容であった。自分には思い当たる節はなかったが、どのようなことが確認するため問合せ先に3回電話をかけたが常に話中で不安になった。

【ひとこと助言】

○裁判所以外の「訴訟〇〇センター」等からの未払い料金を支払えというのは、詐欺の手口です。

○「取り下げ最終期日」が記載されていますが、封書が届いた翌日あるいは翌々日と設定期間が短く、冷静な判断力を失わせるためです。また、個人情報や守秘義務のため本人からの連絡に限るとありますが、誰かに相談する機会を与えないためです。絶対相手に連絡しないようにしましょう。

○封書で届く架空請求だけではなく電子メールやハガキによる未納料金の請求にも応じないようにしましょう。全く覚えのない請求等に簡単に反応せず、不安に思うことやトラブルが生じた場合には、下記消費生活センターにご連絡下さい。

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号(ら)455

本通達は貴殿に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通知し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日をもって貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡をお願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 令和元年 5月11日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-██████ 受付時間(日、祝日は除く)

平日 9:00～20:00 / 土曜日 11:00～17:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関██████

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

